

子どもに「権利を伝える」ことの一考察

——全国の改訂された『子どもの権利ノート』を中心に——

長瀬 正子*

はじめに

2017年4月に改正児童福祉法が施行された。1994年に批准された子どもの権利条約（以下、権利条約）の理念がようやく盛り込まれ、2017年8月にはその理念を具現化する「新しい社会的養育ビジョン」がだされている。これらの改正以前にも、2009年には施設等で育つ子どもの体罰が明確に禁止され、2011年以降、家庭養護が重視されるようになってきた。社会的養護領域においても、子どもの権利という考え方が、ようやく子どもの支援を検討するうえでの基盤となる価値に位置づいてきたようだ。では、実際のところ、子どもをとりまく社会的環境において、子どもの権利はどれほど身近なものとなり、子どもをどのくらい主体に位置づけるようになっているのだろうか。

筆者は、これまで子どもに「権利を伝える」営み、特に児童養護施設等で育つ子どもに配布される『子どもの権利ノート』に焦点を当て研究を積み重ねてきた（長瀬 2003a、2003b、2005、2011、2016）。『権利ノート』は、施設に入所もしくは里親に委託される際に渡される。1995年に大阪府が初めて作成して以降、2004年9月時点で38都府県11都市の自治体で作成され、全国に拡がりを見せていた。『権利ノート』のテキストには、作成者である児童福祉関係者の子どもの権利に対する考え方、子ども観、日本の社会状況などが投影される。当時の『権利ノート』は、子どもを主体として位置付けるには、示される暴力の範囲が狭く、権利侵害に遭った場合の解決方法も不十分であるという課題を抱えていた（長瀬 2005）。社会的養護が大きく変革されつつある現在、『権利ノート』も変化していく必要があるだろう。筆者は、その後の状況を

確認するために自治体への質問紙調査を実施し、改訂・改定の状況を把握した（長瀬 2016）。全体の4割弱の自治体が改訂および改定を行っていたが、以前の『権利ノート』と比して、次の3つのような変化があった。

それは、第一に子どもの権利という視点の重視、第二に子どもにとっての親しみやすさへの工夫、第三に子どもの権利行使のしやすさへの強化というものである。これらの結果は、以前と比して、子どもを権利の主体に位置付ける『権利ノート』へと変革されたことを感じさせる。ただ、これらは、自治体への質問紙調査にもとづく分析であるため、実際の『権利ノート』のテキストがどのような内容であるかは、明らかにできていなかった。

以上のような経過から、本稿では、現在発刊されている『権利ノート』がどのようなかたちであるのか、どのように子どもの権利を伝えているのか、どのような内容を網羅しているのかを明らかにすることを目的としている。その際、筆者のこれまでの研究を踏まえ、過去の『権利ノート』との比較を通じた分析を行い、子どもに「権利を伝える」ことの現在の一端を描き出していく。

1. 研究方法

研究方法は、現在活用されている『権利ノート』のテキスト分析である。分析対象となる『権利ノート』は、次の2つのプロセスを経て収集した。

まず、2014年5月から10月に実施した全国69自治体に対する質問紙調査である。調査から『権利ノート』の改訂・改定がなされた自治体に取り寄せる依頼

を行い収集した。次に、2017年6月に、上記の調査で回答を得られなかった自治体を対象に現在活用している『権利ノート』の送付依頼を行った。

以上の作業により、収集することのできた『権利ノート』は、54自治体100冊である¹⁾。図表1は、その一覧であり、本稿における分析対象を示す。図表1では、自治体別の作成年度、改訂の有無、措置形態、

対象年齢、冊子数を示している。改訂がなされたと考えられる自治体は38自治体であった。

なお、状況を把握できなかった15自治体のうち、秋田県・福井県はかつて『権利ノート』があったが現在は作成していないとの返答があり、その他の13自治体の状況は不明である。長瀬(2016)と今回の調査を踏まえると、これまでに一度も『権利ノート』の作

図表1 自治体別『権利ノート』の情報

自治体番号	自治体名	作成年度	改訂の有無	措置形態	対象年齢	冊子数
1	北海道	2005	×	施設		1
2	青森県	2004	×	施設		1
4	宮城県	2010	○	施設		1
6	山形県	2011	○	施設	中高生	4
			○	施設	小学生	
			○	児童自立	中高生	
			○	児童自立	小学生	
7	福島県	2012	○	施設		2
			○	里親		
8	茨城県	2012	○	施設		1
9	栃木県	2010	○	施設		1
10	群馬県	2009	○	施設		1
11	埼玉県	2017	●	施設		2
			●	里親		
12	千葉県	2010	○	施設	中高生	5
		2013	○	施設	小学生	
		2010	○	一時保護所	中高生	
		2013	○	一時保護所	小学生	
		2013	○	里親	小学生	
13	東京都	2012	○	施設	中高生	2
			○	施設	小学生	
14	神奈川県	2004	○	施設	小学生	2
			○	施設	幼児	
16	富山県	2011	×	施設		3
			×	児童自立		
			×	里親		
17	石川県	2013	×	施設		1
20	長野県	2010	●	施設		1
21	岐阜県	1999	×	施設		1
24	三重県	2008	○	施設	中高生	2
			○	施設	小学生	
25	滋賀県	2006	×	施設	中高生	2
			×	施設	幼児・小学生	
26	京都府	2013	●	施設	小学生・中高生	2
		2012	●	施設	幼児	
27	大阪府	2010	●	施設	小学生・中高生	5
		2001	●	施設	幼児	
		2012	●	里親	小学生・中高生	
		2001	●	里親	幼児	
		2010	●	施設・里親	すべて	
28	兵庫県	2013	○	施設	中高生	3
			○	施設	小学生	
			○	里親		
30	和歌山県	2001	×	施設		1

子どもに「権利を伝える」ことの一考察

31	鳥取県	不明	●	施設	中高生	3
			●		小学生	
			●		幼児	
32	島根県	2014	●	施設	中高生	4
			●	施設	小学生	
			●	里親	中高生	
			●	里親	小学生	
33	岡山県	2013	○	施設	小学生	3
			○	施設	中高生	
			○	施設	別冊	
35	山口県	2016	●	施設		3
		2016	●	児童自立・心理治療		
		不明	●	里親		
36	徳島県	2010	○	施設		1
37	香川県	2011	●	施設・里親	幼児・小学生	2
			●	施設・里親	中高生	
38	愛媛県	2001	×	施設		1
39	高知県	2013	○	施設		1
40	福岡県	2001	×	施設		1
41	佐賀県	2011	●	施設	中高生	2
			●	施設	小学生	
42	長崎県	2010	●	施設	中高生	2
			●	施設	幼児・小学生	
44	大分県	2007	●	施設	中高生	2
			●	施設	小学生	
46	鹿児島県	2010	○	施設		1
47	沖縄県	2010	○	施設		2
			○	里親		
48	大阪市	2015	●	施設		1
49	名古屋市	2011	○	施設	小学生	2
			○	施設	中高生	
50	京都市	2014	×	施設	中高生	3
			×	施設	小学生	
			×	施設	幼児	
52	神戸市	2014	×	施設		1
53	北九州市	2016	○	施設・里親		1
56	福岡市	2008	○	施設	中高生	2
			○	施設	小学生	
57	広島市	2010	○	施設	中高生	2
			○	施設	小学生	
58	仙台市	2010		宮城県のものを利用		1
59	千葉市	2012	●	施設		1
60	さいたま市	2013	○	施設	施設	2
			○	里親	里親委託	
61	静岡市	2015	×	施設		1
62	堺市	2012	○	施設	中高生	3
			○	施設	幼児・小学生	
			○	里親		
63	新潟市	2010	×	施設		1
64	浜松市	2011	○	施設		1
65	岡山市	不明	×	施設	中高生	2
		不明	×	施設	幼児・小学生	
66	相模原市	2010	×	施設	小学生・中高生	2
			×	施設	幼児	
67	熊本市	2011	×	施設		1
69	横須賀市	2011	○	施設		1

注：改訂の有無は、2014年に実施した調査で改訂・改定が明らかな自治体を○、改訂されていない自治体を×、2017年の調査で改訂されていることがうかがえる自治体を●で示す。

成が確認されていない自治体は、山梨県、宮崎県である。秋田県と福井県においては、一旦は作成したもののその後自治体として作成した『権利ノート』がないという状況である。

2. 倫理的配慮

上記2つの調査の実施にあたり、各自治体には研究の目的、意義、方法、結果の公表を説明のうえ、収集したデータを研究目的以外で用いないことを文書にて説明し同意を得た。また、日本社会福祉学会研究倫理指針の規定を遵守している。

3. 研究結果

(1) 『権利ノート』のかたち

ここでは、『権利ノート』がどのようなかたちをした冊子であるのか、その特徴を、1) 大きさとページ数、2) 色合いやイラストといった点から述べる。

1) 大きさとページ数

『権利ノート』の大きさは、多くの自治体においてA5サイズである。ただ、いくつかの自治体では異なり、大阪府・堺市はB6サイズと小さ目であり、鹿児島県はB5サイズ、埼玉県はA4縦向きサイズ、京都府と京都市は幼児対象の絵本のような様式でA4サイズ横向きである。

紙質は、多くの自治体で厚紙を使用しており、丈夫につくられている。ただ、埼玉県と石川県はカラーコピー用紙を使用した薄いものである。

ページ数は、最も多いものが東京都の施設で生活する中高生対象で65ページ、最も少ないものが石川県で2ページである。平均ページ数は、22.2ページであった。

2) 色合いとイラスト

『権利ノート』の色合いは、パステルカラー調のものが多く、やわらかい印象を与える。同一自治体で複数の対象に『権利ノート』を作成している場合、対象によって色が異なる場合もある。例えば、東京都は中高生版が黄緑で、小学生版が黄色である。

具体的には、白やベージュ・アイボリー系が最も多く42冊（白が29冊、ベージュとアイボリーが13冊）、続いて緑&黄緑系が多く21冊（緑が14冊、黄緑が7冊）、黄色とオレンジ系が合わせて13冊（黄色が5冊、オレンジが8冊）、水色と青系が12冊（水色が8冊、青色が4冊）、藤色と紫系が3冊（藤色1冊、紫2冊）、ピンクが7冊、コピーを送付していただいたため不明が

2冊であった。

イラストは、プロのイラストレーターが描いていると思われる自治体がほとんどであった。一部の自治体で子どもの絵を掲載していた²⁾。

(2) どのように子どもの権利を伝えるか

ここでは、『権利ノート』が、誰を対象に、どのように子どもの権利を伝えているのかを明らかにする。

1) 対象

もともと『権利ノート』は、施設等で生活する子どもの年齢幅にかかわらず、小学校3年生以上の子どもを対象に作成されてきた。また、措置の形態も施設で育つ子どもを対象にしてきた。現在は、里親委託も重視されるようになってきている。以下では、年齢と、措置の種別の視点から述べていく。

まず、年齢である。中高生、小学生、幼児といった年齢別の『権利ノート』を作成した自治体は、23自治体であった。中高生と小学生対象、小学生対象と幼児対象で作成した自治体では、発刊される『権利ノート』が2冊、中高生・小学生・幼児対象を作成した自治体では、『権利ノート』は3冊である。幼児を対象にした『権利ノート』を作成した自治体は、絵本や物語の様式を用いていた。

次に、措置種別では、里親委託の子どもを対象にした『権利ノート』を作成しているのは13自治体であった。自治体オリジナルの里親委託対象の『権利ノート』を作成していないが、朝日新聞厚生文化事業団(2008a・2008b)を活用している自治体は2自治体である(長瀬 2016)。その他の児童福祉施設では一時保護所が1自治体、児童自立支援施設が2自治体、児童心理治療施設が1自治体であった。

2) タイトル

タイトルは、『権利ノート』の内容や目的を端的に示すものである。主タイトルと副タイトルの2つのタイトルがつけられている自治体が多いが、本稿では主タイトルを主に分類した。主タイトルは、「①子どもの権利ノート」、「②あなたへ」、「③施設生活の手引き」、「④みんなの権利」、「⑤その他」という4つに分けられる。なお、年齢および措置形態によってタイトルが異なる自治体もある。

最も多かったものは、「①子どもの権利ノート」であり、22自治体35冊であった。これは、この分類名通り「子どもの権利ノート」と名付けられているものである。次に多かったものは、「②あなたへ」11自治体25冊であった。これは、「大切なあなたへ」「施設

や里親さんのところで生活するあなたへ」といったように、当該の子どもに呼びかけたタイトルになっている。「③施設生活の手引き」は「施設で暮らすってどんなこと？」といったタイトルで6自治体12冊あり、副タイトルには「子どもの権利ノート」になっている自治体がほとんどであった。「④みんなの権利」は、当該子どもというよりは子ども全体によびかけたようなタイトルであり、4自治体4冊であった。「⑤その他」は16自治体23冊あり、多岐に渡るタイトルがつけられている。例えば、「大切なお知らせ」が3自治体、「大きな家族の本」（青森県）、「あなたの未来をひらくノート」（兵庫県）や「ひろしまオレンジノート」（広島県）など自治体独自でオリジナルのタイトルである³⁾。

3) 形態……権利の伝え方

『権利ノート』における権利の伝え方は、長瀬（2005）では、大きくQ&A口語型、Q&Aていねい語型、提言型、複合型、その他の5つの形態に分かれていた。本調査からは、改訂・改定により、複合型、その他がより細分化されオリジナルの『権利ノート』が作成されていることが明らかになった。それは、Q&A型、提言型、複合型、絵本型、その他という5つの形態である。

まず、Q&A型は、子どもが施設入所や里親委託される際に疑問や心配に思ったりする問いを設定し、その問いに回答する形態である。日本で最初に『権利ノート』を作成した大阪府がこの形態を用いており、当初、多くの自治体でこの形態がみられた。Q&A型は39自治体67冊であった。

次の提言型は、東京都が1999年に用いた形態で「○の権利があります」と明言するスタイルである。提言型は、7自治体9冊であった。

続いて複合型は、かつては子どもの権利について伝える部分は提言型で、具体的な生活にかかわる部分はQ&A型で書かれているものを指していた。複合型の13自治体16冊のうち、そのような形態は7自治体10冊あったが、より多様化している状況があった。

具体的な例をいくつか紹介したい。青森県の『権利ノート』では、子ども（ぼく・わたし）と児相ちゃんと施設くんというキャラクターが登場し、子どもの問いに回答するQ&A型であるが、同時に権利条約の条文が示される。また、岡山県は、別冊にA4サイズ1枚で『権利ノート』の特に重要なエッセンスのみを載せた「とてもたいせつなあなたへ」というリーフレッ

トを作成している。権利侵害に対する解決方法を別途リーフレットで載せる自治体は少なくないが、エッセンスを1枚で添えているのは岡山県のみであった。他にも、大分県（中高生対象）では、左側にその項目にかかわる詩が載せられ、子どもが自分にひきつけて読むための工夫があった。沖縄県は、導入部分は絵本のようになっており、子どもへの理解を深める働きかけをしている。また、大阪府は権利条約のみ資料集にしている。

絵本型は、7自治体7冊あった。大阪府が作成した『ここにこノート』という低年齢の子ども対象のものがあるが、絵本のように読める形になっている。滋賀県や鳥取県、京都市、堺市、岡山市が同様の形であるが、京都府は措置が決まったばかりの子どもを主人公にした物語になっていることが特徴的である。

その他は、石川県のものである。リーフレットのように見開き4ページで構成されており、権利侵害への対応のみ載せられている。

(3) 『権利ノート』の内容

ここでは、『権利ノート』がどのような権利を網羅しているのか、その内容を明らかにする。

1) 項目の数とその構成

『権利ノート』は、目次があり、子どもの権利を項目という単位で伝えている。項目の数、すなわち伝えている権利の数や構成は、自治体によって異なる。

最も少ないのは石川県で2項目、続いて千葉県（一時保護所・小学生）、千葉県（里親・中高生）の5項目である。最も多い自治体は、山口県で27項目、愛媛県で26項目であった。項目の数の平均は、16.6項目である。

図表2は、全国の『権利ノート』に共通する項目とその構成である。『権利ノート』の項目を意味内容で分類したところ、5つのカテゴリーに分けられた。それは、「A メッセージ」、「B 措置・委託にともなう権利」、「C 施設・里親の詳細」、「D 施設・里親で育つ子どもの権利」、「E 困ったときとその対応」、「F メモ」、「G 資料」である。

以下では、それぞれのカテゴリーの項目における内容を紹介し、『権利ノート』で伝えられている内容を明らかにしていく。以下では、項目で示される内容、当該項目を記載している自治体数、特徴的な自治体の記載内容を述べる。

2) メッセージ

「A メッセージ」は、施設・里親で育つことが決

図表2 『権利ノート』の項目と構成

A メッセージ	E 困ったときとその対応
1 メッセージ	1 困ったとき
2 乳児院・その他の児童福祉施設	2 担当者欄
	3 相談先・救済機関
	4 ハガキ
B 措置・委託にともなう権利	F メモ
1 措置・委託理由を知る	1 メモ
2 措置期間を知る	
3 自分・家族のことを知る	G 資料
4 家族との面会	1 子どもの権利条約
5 その他	2 その他資料
C 施設・里親の詳細	
1 施設・里親の紹介	
2 もっていけるもの	
3 ルール	
4 退所後	
5 その他	
D 施設・里親で育つ子どもの権利	
1 差別されない	
2 意見表明	
3 自由	
4 秘密	
5 知りたいこと・調べたいこと	
6 暴力を受けない	
7 けがや病気	
8 学校	
9 進路	
10 余暇	
11 その他	

まった子どもに向けてのメッセージである。「1 メッセージ」、「2 乳児院・その他の児童福祉施設について」の項目がある。

「1 メッセージ」では、『権利ノート』の導入部分もしくは導入と最後の部分に位置する。施設・里親で育つ子どもの不安な気持ちに寄り添ったメッセージや大人の子どもの向き合う姿勢が発信され、『権利ノート』の趣旨について説明や権利の説明がある場合もある。「Aメッセージ」は、2自治体2冊以外の全ての自治体で記載されている。千葉県の子親委託対象の『権利ノート』では、児童相談所の担当者が直接メッセージを記入するページがあった。

「2 乳児院・その他の児童福祉施設」では、乳児院で育つ子どもや保護者に向けてのメッセージ、児童自立支援施設で育つ子どもに向けてのメッセージである。11自治体14冊で記載されている。

3) 措置・委託にともなう権利

「B 措置・委託にともなう権利」は、社会的養護で育つことが決まること、措置や委託にともなう権利に関連する主に知る権利に応答するものである。「1 措

置・委託理由を知る」、「2 措置期間を知る」、「3 自分・家族のことを知る」、「4 家族との面会」、「5 その他」の項目がある。

「1 措置・委託理由」は、施設・里親で育つことになった理由に触れているもので、45自治体68冊で記載されていた。三重県・神奈川県・相模原市では、担当者が直接書き込む欄もあった。

「2 措置期間」は、いつまで施設や里親で生活するのかという措置期間を説明したもので、21自治体30冊で記載されていた。

「3 自分・家族のことを知る」は、自分の生い立ちや、本人と家族の援助計画および今後の方向性を知りたいという子どものニーズにどう対応できるのかを示したもので、21自治体27冊記載されていた。

「4 家族との面会」は、措置されて以降の家族との面会、家族との関係性の今後を示したもので、52自治体85冊に記載されていた。

「5 その他」は、北九州市の『権利ノート』であり、被虐待の影響に対するケアの方法を説明していた⁴⁾。

4) 施設・里親の詳細

「C 施設・里親の詳細」は、これから生活する施設や里親を知りたいという気持ちに応答するものであり、施設や里親委託に関する詳しい情報を提供するものである。「1 施設・里親の紹介」、「2 もっていけるもの」、「3 ルール」、「4 退所後」、「5 その他」である。

「1 施設・里親の紹介」は、施設職員や里親の説明や具体的な生活の詳しい情報であり、49自治体95冊で記載されていた。

「2 もっていけるもの」は、施設や里親家庭に所持していけるものを説明しており、38自治体62冊で記載されていた。

「3 ルール」は、施設でのルールや里親家庭における約束といった子どもたちが生活で心がけること、守ることの説明であり、39自治体58冊であった。

「4 退所後」は、施設や里親から離れた後についての説明であり、39自治体55冊であった。

「5 その他」は、施設で育てていることを他者にカミングアウトをすることを述べた「施設で生活していることを人に話してもいいの？」(三重県・中高生対象、岐阜県)や「『里親支援相談員』ってなに？」(山口県・里親対象)がある。

5) 施設・里親で育つ子どもの権利

「D 施設・里親で育つ子どもの権利」は、施設・里親家庭で育つ子どもに保障される権利を示したものであり、「1 差別されない」、「2 意見表明」、「3 自由」、「4 秘密」、「5 知りたいこと・調べたいこと」、「6 暴力を受けない」、「7 けがや病気」、「8 学校」、「9 進路」、「10 余暇」、「11 その他」である。

「1 差別されない」は、権利条約の差別の禁止(第2条)を基盤にしており、それぞれの人が大切にされることを述べている。13自治体19冊に記載されていた。

「2 意見表明」は、意見を表明する権利(第12条)を基盤にしており、子ども自身の思いや気持ちを発信して良いこと、大人は話を聴くことなどを説明している。50自治体77冊に記載されていた。

「3 自由」は、表現の自由(第13条)・思想、良心及び宗教の自由(第14条)・結社および集会の自由(第15条)を基盤にしており、どんな考えを持ってもよいことを伝えている。28自治体46冊に記載されていた。

「4 秘密」は、私生活等に対する不法な干渉からの保護(第16条)を基盤にしており、秘密にしたいこ

とは干渉されない旨を伝えている。52自治体82冊に記載されていた。

「5 知りたいこと・調べたいこと」は、多様な情報源からの情報及び資料の利用(第17条)を基盤にしており、知りたいことや学びたいことを広げていくことができる旨伝えている。14自治体20冊に記載されていた。

「6 暴力を受けない」は、監護を受けている間における虐待からの保護(第19条)を基盤にしており、暴力の定義、暴力に遭った場合の対応を伝えている。53自治体91冊に記載されていた。

「7 けがや病気」は、健康を享受すること等についての権利(第24条)を基盤にしており、健康を害した時に大人からどのような対応を受けることができるかを伝えている。49自治体85冊に記載があった。

「8 学校」と「9 進路」は、教育についての権利(第28条)を基盤にしている。「8 学校」では近隣の小中学校に通うことができること、「9 進路」は職員や里親と相談しながら進学か就職か進路を決定していくことを伝えている。「8 学校」は、36自治体47冊、「9 進路」は50自治体62冊であった。

「10 余暇」は、休息、余暇及び文化的な生活に関する権利(第31条)を基盤にしており、趣味や好きなこと等を楽しむことを伝えている。19自治体27冊に記載されていた。

「11 その他」には、「交流する権利」があった。東京都(中高生対象)、富山県(施設・中高生対象)、鳥取県(中高生対象)、大分県(中高生対象)、名古屋市(中高生対象)の5自治体で記載されていた。

6) 困ったときとその対応

「E 困ったときとその対応」は、権利侵害に遭った場合の解決方法を示したものであり、「1 困ったとき」、「2 担当者欄」、「3 相談先・救済機関」、「4 ハガキ」で構成されている。

「1 困ったとき」は、権利侵害を含め子どもが困ったときの対応を詳しく説明しており、鹿児島県を除く53自治体99冊に記載されていた。

「2 担当者欄」は、子どもの担当児童福祉司や施設職員等の名前を記入する欄であり、41自治体81冊に記載されていた。

「3 相談先・救済機関」は、すべての自治体で記載されていた。

「4 ハガキ」は、子どもが困ったこと等抱えていた場合、無料で送付することができるものである。27

自治体56冊に綴じ込み、もしくは添付されていた。

7) メモ

「F メモ」は、子ども自身が活用することのできる白紙のページである。29自治体46冊に記載されており、面接記録のほかに名前の由来や写真を貼るページ、家族からのメッセージがあったり（兵庫県・里親対象）、プロフィール欄がある（大分県・小学生対象）ものがあった。自分のノートであると感じられるような工夫がある。

8) 資料

「G 資料」は、権利条約等『権利ノート』に示される権利の基盤となる法律等であり、「1 子どもの権利条約」、「2 その他資料」で構成されている。

「1 子どもの権利条約」は、権利条約を資料として掲載しているもので、20自治体45冊であった。単に資料として巻末に載せるだけでなく、本文中においても詳しく説明している自治体も5自治体であった（香川県、長崎県、沖縄県、京都市、神戸市）。

「2 その他資料」は、権利条約以外の関連する法律や文書についての記載である。児童憲章は9自治体16冊であり、その他の資料については、京都市（中高生対象）が児童養護施設と乳児院の倫理綱領を掲載していた。

おわりに

ここまで全国の改訂された『権利ノート』を中心に、現在の『権利ノート』のかたち、権利の伝え方、伝えている権利の内容を明らかにしてきた。社会的養護が大きく変革されるなかで、児童福祉関係者によって作成され、改訂される『権利ノート』も、それともなって変化していることが明らかになった。これらの変化は、子どもに「権利を伝える」ことを巡って、この20年における大人の意識の変容がみとれる。

『権利ノート』は改訂により、新しい情報への更新、新たな要素の取り込みがなされ、機能を拡大していた（長瀬 2016）。以下では、子どもの権利の重視、子どもにとっての親しみやすさへの工夫、子どもの権利行使のしやすさへの強化という3点から、本調査の結果を整理し、まとめたい。

まず、子どもの権利という視点の重視では、『権利ノート』の項目分析から、具体的にどのような権利を伝えているのかが明らかになった。社会的養護で育つ子ども特有の措置・委託にともなう権利、子どもの不安な気持ちに応答する施設や里親の情報、そして、施

設・里親で育つ子どもに保障される権利が網羅的に示されていた。また、かつて全体の3割しか権利条約に基づく説明はなされていなかったが（長瀬 2003）、本調査では自治体全体の4割弱でなされていた。

次に、子どもにとっての親しみやすさへの工夫では、配布対象が広げられたことが確認された。年齢や措置形態に応じた『権利ノート』を子どもへ準備することは、さまざまな状況に置かれた子どもに応じた情報を提供しようとする姿勢を表すだろう。本稿では、最も多くの『権利ノート』を作成している自治体は、5冊であった（千葉県・大阪府）。長瀬（2005）では、年齢に応じた工夫がなされていた自治体はたった5自治体、措置形態に応じた工夫は2自治体であったことから、現在は幅広い年齢、社会的養護の措置形態に応じた『権利ノート』が作成されるようになったことがわかる。今回、新たに把握されたのは、低年齢の子ども対象の絵本型という形態もある。それは、子どもに起きている出来事を物語で理解してもらおうとする工夫がある。他にも、半数以上の自治体で子どものメモや記録を残せるページがあった。子ども自身が書き込み、自分自身のノートにしていく可能性があるだろう。

最後に、子どもの権利行使のしやすさへの強化については、無料で郵送できるハガキは5自治体だったのに対し（長瀬 2005）、本調査では27自治体と5倍強になっていた。また、7割強の自治体で子どもの担当者を書く欄も設けられていた。子どもが困っていた際に、身近な人に、そして子どもの負担のない形で発信できる改善がなされていた。

ここまで述べてきたように、本稿では、テキスト分析により、上記の3点が具体的にどのように実現されているのかが明らかとなった。ただ、本稿では、改訂された『権利ノート』テキスト、特に、項目と構成に焦点をあてながら分析を行ったため、『権利ノート』の「子どもに権利を伝え、権利侵害に遭った場合の解決方法を伝える」という役割については、十分な分析ができていない。今後は、その役割をめぐって、『権利ノート』における暴力、困ったときや救済機関の文言や記載方法に焦点を当てながら、分析をすすめていきたいと考えている。

本調査にご協力くださいました全国の児童相談所の皆様に深く感謝を申し上げます。

注

* 佛教大学社会福祉学部

- 1) 広島市の『権利ノート』は、左ページに小学生、右ページに中高生を掲載する構成で、1冊に2種類の内容がある。よって、本稿では、2冊とカウントしている。
- 2) その内訳は、東京都（中高生・小学生）2冊、三重県（中高生・小学生）2冊、滋賀県（中高生・小学生）2冊、岡山県（別冊）1冊、山口県（里親対象）1冊、福岡県1冊、佐賀県（中高生・小学生）2冊、長崎県（幼児・小学生・中高生）2冊、神戸市1冊の13自治体であった。その載せられ方は、ある項目と関連のある絵が複数載せられていたり、『権利ノート』の内容にかかわるイラストが載せられている場合があった。
- 3) 以前筆者が分析した長瀬（2002a）によれば、2002年に収集された38自治体43冊の『権利ノート』では、「①子どもの権利ノート」が10自治体12冊、「②あなたへ」は9自治体10冊、「③施設生活の手引き」は9自治体10冊、「④みんなの権利」は7自治体8冊、「⑤その他」は4自治体5冊であった。分析する冊数が異なるため単純な比較はできないが、「③施設生活の手引き」は減少し、「⑤その他」が増加していることが分かる。
- 4) 「あなたのこころとからだを守るために、とても怖いこと、つらいこと、自分ではどうにもできないことがあったあなたへ」という項目である。

引用・参考文献

- 朝日新聞厚生文化事業団（2008a）『子どもの権利ノート（小学生）』
- 朝日新聞厚生文化事業団（2008b）『子どもの権利ノート（中高生）』
- 長瀬正子（2003a）『『子どもの権利ノート』の現状と課題－児童養護施設における子どもの権利擁護に関する実証的研究』大阪教育大学大学院教育学研究科学校教育専攻 教育学専修修士論文
- 長瀬正子（2003b）『『子どもの権利ノート』の現状と課題－児童養護施設における子どもの権利擁護に関する実証的研究』、『教育学研究論集』第1号
- 長瀬正子（2005）「児童養護施設における子どもの権利擁護に関する一考察」『社会福祉学』第46巻第2号
- 長瀬正子（2011）「児童養護施設における子どもの権利擁護に関する実証的研究：『子どもの権利ノート』に焦点をあてて」2010年度大阪府立大学大学院社会福祉学研究科博士学位論文
- 長瀬正子（2016）「全国の児童養護施設における『子どもの権利ノート』の現在－改訂および改定の動向に焦点をあてて」佛教大学社会福祉学部『社会福祉学部論集』第12巻